

(一社)日本フロアボール連盟 フロアボール公認審判員規程

2012年 4月1日制定

2018年 4月1日改定

(目 的)

第1条 この規程は日本フロアボール連盟(以下「本連盟」と称す)定款第1章3条4項に基づき、公認審判員の養成と認定に必要な事項を定める。

第2条 この規程は公認審判員を養成し、その資質の向上をはかり、フロアボールの普及発展に資することを目的とする。

(認 定)

第3条 公認審判員は公認審判員認定講習会(以下「公認講習会」と称す)において、受講後、試験に合格し、所定の手続きを経て、認定されたものをいう。

第4条 「認定」とは、公認審判員の資格を得ようとする者を審査し、その合格者が所定の手続きを経て、公認されるまでをいう。

(種 別)

第5条 公認審判員の種別は次の通りとする。

(1) S級審判員 S級はA・B級を指導できる能力を有し、国際審判をすることが認められる。

(2) A級審判員 A級は「IFFルール」を熟知し、高い審判技能と指導力を有するものとし、すべての国内大会の審判をする事が認められる。

※ 各団体クラブはA級以上の審判員を2名以上置かなければならない

(3) B級審判員 B級は「IFFルール」を熟知し、認定講習会に合格した者で、日本リーグレベルの審判をする事が認められる。

※ 各団体クラブはB級以上の審判員を2名以上置かなければならない

(国際審判員)

第6条 フロア部門はS級並びにA級審判員の中から国際審判員を推薦する

(認定審査)

第7条 第5条の認定についてはフロア部門が審査し、提出された公認審判員認定申請書(様式は別に定める)に基づき、これを行う。

(講習会課程)

第8条 公認審判員認定講習会の課程は、次の通りとする。

テーマ	内容	時間
講義	フロアボールの歴史とその普及	2時間以上
「フロアボールの進め方」	フロアボールの用具の扱い方 フロアボールの基本技術と練習方法 フロアボールの指導法 フロアボールの審判の心得 フロアボールのルール	
実技	フロアボールのハンドシグナル	2時間以上

(認定試験)

第9条 認定試験は、これと別の時間で行うものとする。

(受講資格)

第10条 公認審判員の資格は次のとおりとする。

- (1) 本連盟の会員であること。
- (2) 公認講習会の課程を修了し、認定審査に合格した者であること。
- (3) 年齢18歳(受講月の4月1日現在の年齢)以上45歳以下であること。

(受講要件)

第11条 次の各項を充たし、地方連盟(協会)の推薦を受けたものは、公認講習会を受講する事が出来る。

- (1) 公認審判員として人格・識見・技術ともにふさわしいと、本連盟が認めた者。
- (2) B級審判員については、本連盟(フロアボール部門)の会員である者。
- (3) A級審判員については、B級審判員認定後フロアボールの審判を2年以上経験し、地方連盟(協会)に推薦された者。
- (4) IFF公認国際審判員となった者や国際大会の審判員を勤めた者については、S級あるいはA級の資格を与えることについて審判委員長が推薦し、役員会が認めた場合にはS級あるいはA級審判員として公認することが出来る。

(講習会報告)

第12条 主催者は公認講習会において受講者に対し所定の試験を行い、受講者名簿と講習会の記録を公認審判員認定申請書に添付し、開催後1ヶ月以内に本連盟事務局へ提出しなければならない。

(資格取り消し)

第13条 本連盟が次のことを認めた場合には資格を取り消すことができる。

- (1) 本連盟の会員の資格を失ったとき。
- (2) 第15条に示す受講の義務を怠ったと認めたとき。
- (3) 重大な不正行為があったと認めたとき。
- (4) 第17条に示す任務を全く遂行しなかったと認めたとき。

(登録)

第14条 公認審判員認定申請書により、フロア部門での審査に合格した者は「公認審判員認定書」を交付する。

(登録期限)

第15条 有効期限は2年とする。期限内に一度、公認講習会で行うフォロー研修を受講しなくてはならない。但し、選手権やリーグ戦で審判を行った審判員はこれを免除する。
なお、本連盟主催の公認審判員認定講習会の講師などを行い、フロア部門が認めた者は、フォロー研修の受講を免除する。

(登録変更)

第16条 公認審判員認定書の記載事項に変更が生じたときは、「公認審判員認定書」及び「変更届け」を本連盟へ提出し、その訂正を受けなければならない。

(任 務)

第17条 公認審判員は本連盟の方針に従い、フロアボールの審判にあたるほか、大会・講習会等に参加・協力すると共に、クラブの育成・指導等、広く普及活動を行うこととする。

(服 装)

第18条 審判員の服装はIFFで定められている黒または灰色のシャツを着用し、短パンとソックスは黒色を着用すること。

(特 典)

第19条 公認審判員は次の特典を受けることができる。

- (1) 必要な情報等の提供を本連盟から受けることができる。
- (2) 公認審判員の認定を受け登録を完了した者は、ホームページに公表される。

付 則

1. この規程における各種必要書類についての様式は別に定める。
2. この規程の改訂は、役員会にて行う。
3. 諸費用については下記による

(受講料・認定料)

- (1) 公認審判受講料として1人3,000円を徴収する
- (2) 公認審判員に合格したものは、認定料として1人3,000円を徴収する

(更新料)

- (1) 公認審判員は2年ごとに更新料として1人3,000円を徴収する
- (2) 2年(年度単位年数)ごとの更新料は、年度初めに徴収する